

令和6年第5回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和6年5月23日(木)

午後 2時25分閉会

2 場 所 第1・2委員会室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、竹下委員、西川委員、有田委員、
平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、
小早川人事管理担当課長、堀川文化生涯学習課長、
五反田総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第14号 竹原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について

議案第15号 竹原市教科用図書採択地区調査員の委嘱について

議案第16号 市立竹原書院図書館協議会委員の任命について

議案第17号 令和7年度使用教科用図書の採択基本方針について

報告・協議 町並み保存地区の全体像(案)について

○高田教育長 ただいまから、令和6年第5回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

お諮りいたします。議案第14号及び第15号は、委員への働きかけを防止するため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第14号及び第15号は、委員への働きかけを防止するため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに決定しました。

教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。傍聴にあたっては、竹原市教育委員会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いします。なお、第4条第4号の規定により許可なく写真撮影、録音、録画をすることは禁止しておりますので、申し添えます。

はじめに、議案第16号「市立竹原書院図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第16号「市立竹原書院図書館協議会委員の任命について」でございます。議案書10ページを御覧ください。図書館法第15条の規定により、市立竹原書院図書館協議会委員の辞職に伴い、別紙のとおり後任委員を任命することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。13ページの表を御覧ください。人事異動に伴い、学校教育関係者の徳森友希男委員から辞職願が提出されたので、後任の委員に中通小学校校長元永圭一氏を任命したいと考えております。なお、任期につきましては、前任者の残任期間の令和6年6月1日から令和7年4月30日まででございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第17号「令和7年度使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋参事
兼 課 長 議案第17号「令和7年度使用教科用図書の採択基本方針について」でございます。議案書14ページ及び15ページをご覧ください。令和7年度使用教科用図書の採択基本方針を示しております。また16ページには、令和7年度義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書に係る採択基本方針を示しております。これらの採択基本方針等について教育委員会の承認を求めるものでございます。15ページにお示ししております基本方針にありますように、今年度は、令和7年度に使用する教科用図書のうち、1の(1)のアとイこの2つの教科用図書について採択を行います。まず、ア 中学校用教科用図書についてです。昨年度は、小学校用教科用図書の採択を行い、今年度から、新しい採択の教科書で子供たちが勉強しているところではございますが、今年度は中学校用教科用図書の採択となりますので、今回、中学校用教科用図書の採択について、観点等をお伝えさせていただきます。中学校用教科用図書については、前回の採択を令和2年度に行いましたが、それ以降、原則4年間は、同一の教科書を使いまして、今年度は4年ぶりの採択となります。採択にあたって、(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) と5つの観点がありますが、令和2年度の観点から2点変更がございます。詳しく説明をさせていただきます。別添の議案第17号関係資料「新旧対照表」を御覧ください。右側が令和2年度に採択し、令和3年度から使用している教科用図書の採択基本方針です。左側が今年度採択し、来年度から使用

する教科書の採択基本方針となっております。変更となった部分を朱書きで示しておりますが、1 採択基本方針（1）ア 中学校用教科用図書について、1 ページ目の下に観点が5つ（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）とありますので、この改正前と改正後とを比べていただけたらと思います。今、改正後に書いてあります、（ウ）主体的に学習に取り組む工夫、（エ）内容の構成・配列・分量、（オ）内容の表現・表記、この部分は、順番は違いますが、内容に変更はありません。令和3年度の採択基本方針の（イ）（ウ）（エ）がそのまま、令和7年度の採択基本方針の（ウ）（エ）（オ）に移動をしたということなので、この3つの観点は、同様のものと考えていただければと思います。それでは、赤字の部分を御覧ください。まず、改正前が（ア）基礎・基本の定着とありましたが、改正後は、（ア）知識及び技能の習得ということになっております。そして、もう一つ改正前の（オ）の部分に言語活動の充実とあります。これが改正後は、（イ）の部分の思考力、判断力、表現力等の育成に変更しております。採択の基本方針というのは、広島県教育委員会が、まず県の基本方針を策定し、それを加味して、竹原市も採択基本方針を決定しております。県教委もこの（ア）と（イ）の部分が改正されておりましたので、竹原市としてもそれに準じて改正をしております。それでは、具体的に、なぜ、この2つの観点が変更になったかについて説明します。まず、（ア）基礎・基本の定着の部分については、各教科の中でも特に基礎的なこと、つまり、すべての子供たちに定着しておかなければならないこと、ということ为基础・基本という事項で括っております。いろいろな、生きて働く学びの礎となる基礎・基本の力をつけようと本市でも取り組んでおりますが、そういったあたりの基礎・基本というところで、観点を示しておりましたが、今回は、改正後に記載のとおり（ア）知識及び技能の習得に変更しております。この観点、言葉としては、違うのですが、知識及び技能の習得というのは、今回の学習指導要領の中でも位置づけとしては、やはり、基礎・基本の部分です。どの子供たちにも知

識として、あるいは技能として定着をしておかなければいけない、という部分ではありますので、基礎・基本という文言から知識及び技能の習得という文言に整理をしたということです。考え方、つまり、教科書を調査していく視点については、大きな変更はありません。今、新しい学習指導要領について触れましたが、新しい学習指導要領では、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等という3つの柱があります。令和7年度使用教科用図書の採択基本方針のA中学校用教科用図書の文言を学習指導要領の3つの柱のうちの2つの柱の文言にそろえた、つまり整理したというふうに考えていただければと思います。そのため、基礎・基本を見ていくという趣旨は変わらないのですが、文言としては、知識及び技能の習得について、学習指導要領の文言に整理をしたと捉えていただければと思います。同じように、言語活動の充実につきましても思考力、判断力、表現力等の育成という文言に整理をしております。令和3年度の採択基本方針の言語活動の充実は、例えば、子供たちが話し合いを活発にできるような配列になっているかとか、学んだことを文章に書くという学習がきちんと設定されているかといった、主には言語活動をしっかりと活用できているかという観点でありました。この考え方は、左の改正後にあります思考力・判断力・表現力の部分にそのままスライドできますので、こちらも先程と同様に調査していく視点としては、大きな変更はございません。ということで、2つの観点について文言の整理をしております。現行の学習指導要領の文言に整理はされましたが、これまでと同じような視点で、教科書を調査していくというところの趣旨は、変わっておりませんので御理解をいただきたいと思っております。新旧対照表は、それ以外にも赤字で示されておりますが、後の部分は、大きな変更はありませんので、お時間があるときに御確認いただければと思います。以上説明いたしました、子供たちの学びの姿やこれから求められる先生方の指導方法といった部分を加味して5つの観点を設定し、学習指導要領の趣旨に

合わせながら、各教科で教科書を調査して参ります。あわせてイに関しましては、毎年、特別支援学級の児童生徒に関わる一般図書についての観点を示しております。また、16ページには採択基本方針を掲載していますが、こちらは変更はございません。これまでと同様の方針となっております。それでは、先程の5つの観点を具体的にどういった視点で見ていくかということにつきましては、この後の議案の中で説明をさせていただきます。なお、昨年度採択しました小学校用教科用図書につきましては、原則、同一の教科書を使用しますので、今年度と同様のものを令和7年度も使用して参りたいと思います。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 改定後の（ア）知識及び技能の習得の技能というのは、知識を使うということを指していますか。知識は、基礎基本の定着から知識を得て、技能が何を指しているかがイメージできないので、御説明いただければと思います。

○大橋参事
兼 課 長 学習指導要領の中でも西川委員が言われましたように、知識と技能の両方のキーワードがあるのですが、切り離して考えるのではなくて、知識及び技能というふうに一括りで表現されております。もちろん、知識を基にしてという考え方もあるのですが、教科によっては、例えば、音楽科、図画工作科、家庭科に関しましては、もちろん知識もですが、しっかりと技能として習得をしておかなければならないという事項もありますので、ここまでが知識、ここからが技能というようなすみ分けは難しいのかもしれませんが、教科毎の特性によって知識あるいは、技能というように捉えられているということです。それぞれの教科書を調査していく際にも、国語でいう知識・技能と、例えば、音楽科でいう知識・技能とでは、若干、教科の特性が出るとお思いますので、そういう意味の捉え方で考えていただければと思います。

○西川委員 基礎・基本の定着が、知識及び技能の習得に変わったという部分の説明

で、文科省とか県教委からの示唆等があったのかなという疑問なのですが、子供たちがタブレットを使うようになって4年くらい経ってきたと思うのですが、基礎・基本はタブレットで反復学習できるのでそういったことよりか、知識及び技能の習得というふうに変えたのかなとそういうふうに思ってみたのですが、そういったことに触れる文言、変更にあたって示唆する文言があったのかどうかという部分を疑問に思いました。

○大橋参事
兼 課 長

西川委員が言われるようなタブレットの活用が進んできてというようなどころも考えられるとは思いますが、今回のこの2つの観点がなぜ変更したのかという経緯を県教委に問いました。根拠を教えてほしいと伝えたところ、あくまでも現行の学習指導要領の3つの柱の文言に整理をしたという回答でした。要するに令和2年度の時点は、県教委も基礎・基本調査という調査をしております、そういった意味で着実につけなければいけない力を基礎・基本の定着、現場でも使っていた文言ではありますが、現行の学習指導要領が浸透していく中で、それよりもむしろ、知識及び技能の習得という文言のほうが、子供たちや先生方にもしっかり浸透してきているというような流れもあったのではないかと考えております。基本的な考え方としては、両者同様の考え方ではあると思います。

○平田委員

西川委員の質問と重複する部分もあるかもしれませんが、知識及び技能の習得の部分について、先程の説明によると、新しい学習指導要領の3つの柱を元に文言を整理したということでしたが、私は、毎年、竹原市が設定している教育ビジョンに合わせるとか、もっと先を見て作っているのかなと思っていたところ、国の学習指導要領、広島県の採択基本方針を加味してということだったので、竹原市の教育ビジョンは、教科書選定には関係がないといったらおかしいかもしれませんが、重要視されないということなのか、その部分をお聞きしたいと思います。

○大橋参事
兼 課 長

毎年、設定しております教育ビジョンは、竹原市教育委員会としての方向性でありますので、結論、関係ないことはないです。しっかり、基礎・

基本をつけていくという理念も変わっていないですし、そこがどういうふうに教科書の中では反映されているかというところもしっかりと最終的には、採択の中で、その部分を重視したのも加味されますので、平田委員がおっしゃったように全く意識していないというわけではありません。ただ、竹原市の教育ビジョンの中では、基礎・基本というところを大切にしています。調査の観点として、県全体が今、知識及び技能の習得で採択をしているところに、そろえて調査をしたほうが良いというふうに判断をしましたので、この後も説明するのですが、見る視点としては、一緒です。基礎・基本の定着で見る視点と、今回の知識及び技能の習得で見る視点というのは、大きく違いはありませんので、そういう意味では、竹原市が大切にしている基礎・基本というところを教科書の中でもしっかりと吟味していくということは、変わらないと考えております。

○高田教育長

今の部分について紹介しますので、大橋参事が説明された言葉が、キーワードがあったなと思いながら聞いてみてください。学校教育法というのがあります。憲法があって、教育基本法があって、学校教育法とブレイクダウンしていきますが、その第30条小学校教育の目標というのがあります。これは、中学校教育の目標も同様です。読んでみます。小学校教育の目標の第2項、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならないとあります。主体的に学習に取り組む態度を養うというのは、大橋参事が学びに向かう力と言われた、そのことです。学校教育の目標が法令で、学校教育法で定められているわけです。だから、それを基に学習指導要領が具体的に書いてあって、主たる教材としての教科書もそれが達成できるように、先程から説明する観点と重なっているわけです。そういった観点で教科書を選択していきましょうという話なので、すべてここからスタートしているので

御理解いただければと思います。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、報告・協議「町並み保存地区の全体像（案）について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案書19ページをご覧ください。「町並み保存地区の全体像（案）について」御報告いたします。町並み保存地区については、令和4年度に歴史的建造物活用社会実験を実施し、歴史的建造物の新たな活用方法の掘り起こしや民間運営等に向けた課題や効果の把握に取り組んできたところでございます。今回、町並み保存地区の現状に加えて、これまでの建造物の調査、修理、社会実験等の取り組み状況を踏まえて今後の町並み保存地区の全体像を整理いたしました。20ページを御覧ください。1の趣旨でございますが、重要伝統的建造物群保存地区に選定されて、40年以上が経過する中で、地区住民の減少、高齢化が進展しており、今後、空き家の増加が見込まれます。また、市が所有する歴史的建造物については、今後、保存、継承をしていくためにも、現在の活用方法を見直す必要があります。こうしたことから、町並み保存地区の現状に加え、これまでの建造物の修理や市有施設の活用の社会実験等の取り組み状況を踏まえ、今後の町並み保存地区の全体像を整理したものでございます。次に2の考え方といたし

ましては、本市では、先人達が守り続けてきた文化財や景観を市民共有の財産として次世代に継承していくため、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区制度であるとか、竹原市歴史的風致維持向上計画等に基づき、さまざまな事業に取り組んでいるところでございます。今後は、町並み保存地区全体を鳥瞰する中で、各施設、市有施設、民有施設の整備を進め、上記の取り組みを発展強化させていくものとするものでございます。コンセプトといたしましては、保存と活用の2本柱、定期的な修理を行い、かつ有効活用へ、そして後世へ継承という流れにしております。3の取り組みの方向といたしまして、市有施設と民有施設で分けて、整理をしております。まず、市有施設につきましては、現状としては、主に公開施設として利用、現在、一部は非公開のものもございます。方向性といたしましては、市が土地・建物を所有した上で、施設ごとに機能を定め、公開施設のほか、優れた創意工夫による民間運営を導入、各施設の詳細は別紙のとおりとしておりますが、後ほど説明をさせていただきます。次に、民有施設といたしましては、現状は、それぞれ所有者の方がいらっしゃいますので、住居や店舗として利用されております。方向性といたしましては、引き続き利用できるよう修理修景事業（補助金）の活用や空き家バンク事業等を紹介する等していきたいと思っております。最後に取得につきましては、次のいずれかに該当する場合は、検討の上、取得を推進、①指定文化財・指定候補物件、②市有施設の元々の敷地、建物、今後、町並み保存地区の空き家等が増加し、歴史的建造物の市への寄付等の相談も出てくるのが想定されます。保存を適切に行っていくためにも、一定の基準を定め、取得を推進していくことといたしたいと思っております。次に22ページ、市有歴史的建造物 今後の保存・活用実施方針の表をご覧ください。横の表でございます。こちらに現在、市が所有している歴史的建造物をあげております。7施設ございます。現在の状況と今後の実施方針ということで分けて整理をいたしております。まず、現在の状況の中で、保存と活用と分けて表になっている

んですけれども、文化財区分といたしましては、④の旧吉井家住宅、⑥の旧松坂家住宅、⑦の旧森川家住宅は、市の重要文化財になっております。①の歴史民俗資料館と②の旧光本家住宅、⑤の旧上吉井家住宅は、伝統的建造物ということになっております。修理の状況といたしましては、一番下の旧森川家住宅が、離れの保存・修理事業に取り掛かっているところでございます。活用については、現在ここに示しているとおりでございますけれども、①歴史民俗資料館は資料館として、②旧光本家住宅は公開施設として、③町並み保存センターは地域住民の相談窓口や地域のコミュニティの場としての保存センター、④旧吉井家住宅は、こちらは現在非公開となっております。⑤旧上吉井家住宅は、現在非公開になっておりますけれどもイベント等の時には活用しております。⑥旧松坂家住宅は公開施設、⑦旧森川家住宅も公開施設としております。次に、右側の四角で囲っているところですが、今後の実施方針として5年程度を考えております。保存につきましては、旧吉井家住宅と旧森川家住宅は、歴史的建造物の調査を数年かけて行っており、調査報告書も出来上がっておりますので、現在、文化庁のほうにもその調査報告書を送付して、国重要文化財への指定に向けた協議を行っているところでございます。活用に向けては、歴史民俗資料館としては、これまでの社会実験等を踏まえていろいろな関係者と協議する中で、可能性も含めてイメージしている活用方法ではございますが、歴史民俗資料館としては、歴史・文化を体験できる施設を整備してはどうか、また、旧光本家住宅は、公開施設を継続し、小規模な施設なので期間限定の貸し付けを検討してみてもどうか、町並み保存センターは、現状のままの使用を継続したいと思います。旧吉井家住宅につきましては、原則非公開を継続し、イベント等でこれまでのように部分公開で、入口のところは、とても味がある雰囲気を見せることもできますので部分公開を開始、旧上吉井家住宅は、観光向けの施設を整備してはどうか、旧松坂家住宅は、多くの人が気軽に交流する施設を整備してはどうか、最後に、旧森川家住宅につ

きましては、社会実験をスタートした中で町並み保存地区にあるNIPPO N I Aホテルがフロントとしての活用を社会実験で行いたい、合わせてカフェも営業したいということで、社会実験で、まずは竹原を訪れたお客さんを旧森川家住宅でお出迎えして、竹原の玄関として旧森川家住宅を紹介してというところで、とても好評だったということで、継続して事業を行いたいということで、令和6年の2月に利用についての提案がございましたので、社会実験と同様、フロント業務とカフェの営業ということで、使用料をいただいた上で運営していただくということでスタートしております。中国新聞のほうでも記事を掲載していただいたり、紹介していただいているところなので、そういったところも、少しずつ活用といったところの視点で進めていくという状況でございます。社会実験以降、いろいろ整備をしていって、今までは、内部での使用という整理の中で、今回こういった整理をしたものは、しっかり教育委員さんにも説明をして進めたいということで、今回説明の場をもたせていただきました。来月の教育委員会会議で旧森川家住宅の離れの保存・修理事業の状況と合わせてカフェの状況等を視察していただくように調整させていただいております。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○平田委員

町並み保存地区の全体像（案）について、この計画は誰に向けて発信される内容でしょうか。例えば、行政内部でのものか、それとも一般市民に向けた計画かということと、令和4年度から社会実験が始まっていると聞いておりますが、今改めてこういった計画を出す経緯が何かあったのかということと、趣旨に現在の活用状況を見直すと書いてありますが、これは民間運営を導入することと認識しておりますが、他にも何かお考えがあるのでしょうか。

○堀川課長

まず、1点目の行政の資料か、市民向けの資料かということですが、まずは行政の意識をしっかりと持って進めていこうということで、これまでも作成していたものはあったのですが、今回せつかく整理をしたので、意

思表明ではないですが説明した上で進めていきたい、また、目に見えた形で旧森川家住宅も民間の方にカフェを運営していただいておりますので、そういったことから、委員さんにもしっかり説明をして、また市議会のほうにも説明をしていこうかと考えております。2点目は、令和4年から社会実験を行った中で、評価・振り返りをしていく中で、各施設の目的をしっかりと定めて活用していくことがよいのではないかとということでいろいろな助言をいただいております。社会実験を始めた経緯もこれまでずっと直営で入館施設として運営していたものを、民間活用という視点も必要なのではないかということではじめましたので、民間活用の可能性があるものは、しっかり練ってそういった方向に進めていきたいという思いがあります。3点目が、趣旨のところ到现在の活用方法を見直す必要があるというところが、現在の活用方法というのが、市が所有して窓口業務は一部委託にはしているのですが、入館施設として及び部屋を部分的に貸しての使用料、貸館業務ということで運用しているのですが、民間の方と話をする中で、いろいろな可能性があるということが分かってきたので、ずっと市が所有したまま、入館施設として運用するというよりは、しっかり活用していこうということで取り組んでいこうと考えております。

○平田委員　　今まで、保存ということに力が入っていたイメージがあるのですが、保存だけではなく、賑わい創出も両方という考え方ということでよいでしょうか。

○堀川課長　　委員がおっしゃるとおりで、文化財は保存一辺倒という時代もございました。ただ、最近では観光にも力を入れて、観光といったら観光庁のほうになります。観光庁のみならず文化庁もそういった活用といった取り組みを進めておりますので、少し時代の流れかなとは思いますが。

○有田委員　　①から⑦までの施設で、非公開が2ヶ所あり、今後の実施方針として、⑤の観光客向けの施設を整備、④の原則非公開を継続とありますが、原則非公開を継続するという何か特別な理由があるのでしょうか。

○堀川課長 ④の旧吉井家住宅について説明をしますと、国の重要文化財を目指していくということで文化庁とも協議をしております。その流れも踏まえながら、原則非公開として、現状のままで運用していきながら、イベント等での部分公開を行っていきます。まずは、国の重要文化財の指定のほうをしっかりとやっていきたいというところでこういう表現になっています。

○西川委員 2点ありまして、1点目は、⑤と⑥は民間運営で、これは市の物件を民間が運営しているので市のほうに収益は上がってくるのでしょうか、収益が上がってくるのであれば、修理費に充てられると個人的に思ったものです。それともう1点、修理が未着手の施設において、現状で着手する優先順位等が決まっておられれば、おっしゃっていただける範囲で説明いただければと思います。

○堀川課長 1点目の民間運営をした場合の市への収益については、この表に書いてあるから来年からすぐ民間運営をするということではなく、これからいろいろ協議をしてということになりますが、可能性としては高いです。もしそれが実現していく場合には、市としては、家賃としてお支払いいただいて、それを言われたように修理のほうとかランニングコストにも充てられるかなということで、今の入館料、200円から400円というものよりは、収益が上がってくるのではないかと思います。オーナーとして、市としては、文化財の保存にはしっかり責任をもって関わりながら、活用もしていただくという感じのイメージをしております。2点目は、修理に関して旧森川家住宅の離れに取り掛かったところではありますが、実は、大規模修理ということになると非常に費用がかかって、まだ、次はこの施設に取り掛かるという計画をしているところはございません。活用に合わせて市の責任において修理しなければいけない部分であったり、そういったものは、しっかり確認しながら進めていきたいと思っております。

○高田教育長 ただいまの報告・協議をもって公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和6年第5回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和6年5月23日 午後2時25分閉会